運 行 管 理 規 程

制定　　令和　　年　　月　　日

実施　　令和　　年　　月　　日

一般貨物自動車運送事業

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

使用上のお願い

この運行管理規程は、事業用自動車の運行の安全を確保するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条の規定に基づき運行管理者が行う業務についての権限及び業務内容等を規定したものです。

使用に際しては次の事項に留意しご使用願います。

1　本規定の規定内容において、地域の特性などにより御社に適さない条項がある場合もしくは御社独自の規則などを追加する場合は、条項の削除（横線を引く等）や条項の追加をしてください。

2　削除、加筆、訂正する場合は、関係法令や通達等に抵触しないようご注意ください。

3　この規定に関係する法令の改正等があった場合は、速やかに当該部分を改正してください。

一 般 貨 物 自 動 車 運 送 事 業
運　行　管　理　規　程

目　　次

第１章　総　則
　第 1 条　目　　的
　第 2 条　運行管理者等の選任及び講習の受講
　第 3 条　運行管理者等の届出
　第 4 条　運行管理の組織等
　第 5 条　運行管理者及び補助者の勤務体制
　第 6 条　運行管理者と補助者との関係

第２章　運行管理者等の義務及び業務等
　第 7 条　運行管理者等の義務
　第 8 条　運行管理者の業務

第３章　運行管理者の業務処理基準
　第 9 条　選任運転者以外の運転禁止
　第 10 条　休憩仮眠施設の管理
　第 11 条　乗務割に基づく乗務
　第 12 条　酒気帯び及び疾病、疲労、睡眠不足等運転の防止
　第 13 条　交代運転者の配置
　第 14 条　過積載の防止及び貨物の積載方法の指導監督
　第 15 条　通行の禁止、制限等違反の防止
　第 16 条　点呼の実施、記録の保存等
　第 17 条　乗務等の記録
　第 18 条　運行記録計の管理及び運行記録計による記録
　第 19 条　事故の記録、対処等
　第 20 条　運行指示書による指示等

第 21 条　運転者台帳
第 22 条　乗務員等の指導監督
第 23 条　異常気象時の措置
第 24 条　補助者の指導監督
第 25 条　事故防止対策に基づく指導監督
第 26 条　乗務基準の作成
第 27 条　事業者等に対する助言
第 28 条　統括運行管理者の業務

【　添　付　資　料　】

別添：運行管理者の選任者数
別添：貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18 条第 3 項、第 23 条第 11 項、第 24 条第 1 項及び第 31 条第 2 項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成 24 年国土交通省告示第 455 号）
別添：運行管理の組織
別添：運行記録計の取扱要領
別添：貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年国土交通省告示第 1366 号）
別添：貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 8 第 1 項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第 2 種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成 18 年国土交通省告示第 1091 号）
別添：異常気象時等の対策及び措置要領

第 1 章　総　　則

第１条　目　　的

この運行管理規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第 20 条に定めるところにより、運行管理者（以下「管理者」という。）の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあってはその職務及び権限の明確化並びに管理者等が実施すべき業務の処理方法等を定めるところにより、事業用自動車（以下「自動車」という。）の運行の安全の確保を図ることを目的とする。

第２条　運行管理者等の選任及び講習の受講

一般貨物自動車運送事業者等（以下「事業者」という。）は、貨物自動車運送事業法第 18 条の規定に基づき、運行の安全に関する業務を行わせるため、次の基準により管理者を選任するものとする。

①運行管理者資格者証を有する者のうちから選任すること。

②別添１に掲げる数以上の管理者を選任すること。

③同一営業所に複数の管理者を選任する場合は、統括運行管理者を選任すること。

２　事業者は、安全規則第 18 条の規定に基づき、管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を次の基準により選任することができるものとする。

①運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する講習（基礎講習）を修了した者のうちから選任すること。

②補助者の選任数は、本規定第 24 条第 1 項①で定める管理者の点呼実施割合等を考慮して決定すること。

３　事業者は、選任した統括運行管理者、管理者及び補助者の氏名を社内の見やすい箇所に掲示して周知徹底を図るものとする。

４　事業者は、管理者に安全規則第 23 条の規定により、国土交通大臣が告示で定める「貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18 条第 3 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 32 条第 2 項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（別添２：平成 24 年国土交通省告示第 455 号）の区分に従ってこれを受講させるものとする。

なお、補助者についても積極的に当該講習を受講させるとともに、関係団体等が主催する研修等についても積極的に参加させ、業務に必要な知識並びに技能等の習得に努めさせること。

第３条　運行管理者の選任等の届出

事業者は、前条１の規定により管理者（統括運行管理者を含む。）を選任又は解任したときは、安全規則第１９条の規定に基づき、１週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸管理部長又は運輸支局長に届け出るものとする。

第４条　運行管理の組織等

運行管理の組織及び業務は、次のとおりとする。

①統括運行管理者

統括運行管理者は、管理者の行う業務を統括すること。

②管理者

管理者は本規程第３章（業務処理基準）に掲げる運行管理に関する業務を行うこと。

③補助者

管理者の管理監督のもと、点呼に関する業務の一部を行うことができる。

２　運行管理の指揮命令系統は、別に定める「運行管理の組織図」（別添３）のとおりとする。

第５条　管理者及び補助者の勤務体制

管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。

２　自動車の運行中は必ず管理者又は補助者は、営業所で執務していなければならないものとする。

第６条　管理者と補助者との関係

管理者は、補助者に対して運行管理に必要な事項の指導及び監督を適切に実施するものとする。

２　管理者は、補助者に業務の補助をさせる場合は、業務内容及び実施方法等を具体的に指示するものとする。

３　管理者は、点呼の一部を補助者に行わせる場合は、連絡先を明確にしておくものとする。

４　管理者は、補助者の行った運行管理業務の把握を行うとともに、処理した事項の責任を負うものとする。

５　補助者は、点呼を実施中に異常な事案が発生した場合は速やかに管理者に連絡し、指示を受けるものとする。

第２章　運行管理者等の義務及び業務

第７条　運行管理者等の義務

管理者は、事業者及び運転者等従業員は、貨物自動車運送事業法第２２条の規定により次の義務等を負うものとする。

①　管理者は、誠実に運行管理業務を行うこと。

②　事業者は、管理者に対し、管理者の業務を行うために必要な権限を与えること。

③　事業者は、管理者がその業務として行う助言を尊重するものとし、運転者その他の従業員は管理者がその業務として行う指導に従うこと。

第８条　運行管理者の業務

管理者は、安全規則第２０条の規定により次に掲げる業務を行わなければならあいものとする。

①　事業者等により運転者として選任された者以外の者に自動車を運転させないこと。

②　安全規則第３条第３項の規定により、乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

③　安全規則第３条第４項の規定により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を自動車に乗務させること。

④　安全規則第３条第５項の規定により、酒気を帯びた状態にある乗務員を自動車に乗務させないこと。

⑤　安全規則第３条第６項の規定により、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由で安全な運転をし又はその補助ができないおそれのある乗務員を自動車に乗務させないこと。

⑥　安全規則第３条第７項の規定により、交替するための運転者を配置すること。

⑦　安全規則第４条第７項（過積載の防止）の規定により、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

⑧　安全規則第５条の規定による貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

⑨　安全規則第５条の２の規定（通行の禁止又は制限等違反の防止）により運転者に対する指導及び監督を行うこと。

⑩　安全規則第７条の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

⑪　安全規則第８条（乗務等の記録）の規定により、運転者に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

⑫　安全規則第９条に規定する運行記録計を管理し、及びその記録を保存すること。

⑬　安全規則第９条に掲げる自動車で同条に規定する運行記録計により記録することのできないものを運行の用に供さないこと。

⑭　安全規則第９条の２（事故の記録）の規定により、同条各号に掲げる事項を記録し、その記録を保存すること。

⑮　安全規則第９条の３の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を自動車の運転者に携行さ

せ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しを保存すること。

⑯　安全規則第９条の５の規定により、運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

⑰　安全規則第１０条（第４項を除く。）の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第１項による記載及び保存を行うこと。

⑱　安全規則第１０条第２項の規定により、運転者に適性診断を受けさせること。

⑲　安全規則第１１条（異常気象時等）に規定する場合にあっては、同条の規定による措置を講ずること。

⑳　安全規則第１８条第３項の規定により選任された補助者に対する指導及び監督を行うこと。

㉑　自動車事故報告規則第５条の規定により定められた事故防止対策に基づき、自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

㉒　特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の管理者にあっては前各号に定めるもののほか、安全規則第３条第８項の規定（起点から終点までの距離が１００㎞を超える運行系統ごと）により乗務に関する基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行うこと。

㉓　事業者に対し、自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うこと。

㉔　統括運行管理者は、前各号の管理者の業務を統括すること。

第３章　運行管理者の業務処理基準

第９条　選任運転者以外の運転禁止

管理者は、本規程第８条①の規定により、運転者として選任された者以外の者に自動車を運転させないこと。

また、道路交通法第７５条（使用者の自動車の義務等）の規定により無免許運転、大型自動車等無資格運転者等を命じたり、容認しないこと。

２　事業者は、安全規則第３条第１項の規定により、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておくものとする。

なお、選任する運転者は、次に該当する者でないこと。

①　日々雇い入れられる者

②　２月以内の期間を定めて使用される者

③　試みの試用期間中の者（ただし、１４日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

第１０条　休憩仮眠施設の管理

管理者は、本規程第８条②の規定による休憩仮眠施設の管理は、清掃担当者等を定めて日頃から運転者が快適に利用できるよう努めること。

２　事業者は、安全規則第３条第３項の規定により、乗務員が有効に利用できるように、休憩又は睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に保守するものとする。

第１１条　乗務割に基づく乗務

管理者は、本規程第９条③の規定により、事業者が定めた勤務時間及び乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従い運転者を自動車に乗務させること。

なお、乗務割の作成にあたっては、個々の運転者が過労運転にならないよう配慮すること。

２　事業者は、安全規則第３条第４項の規定により、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように国土交通大臣が告示で定める「貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（別添４：平成１３年国土交通省告示第１３６５号）に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、運転者にこれを遵守させるものとする。

第１２条　酒気帯び及び疾病、疲労、睡眠不足等運転の防止

管理者は、本規程第８条④及び⑤の規定により、酒気を帯びた状態にある乗務員及び疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転又はその補助が出来ないおそれがある乗務員を自動車に乗務させないこと。

２　管理者は、本規程第１６条で規定する各点呼におけるアルコール検知器による酒気帯びの有無の確認は、道路交通法施行令第４４条の３に規定する血液中のアルコール濃度０．３ｍｇ／ｍｌ又は呼気中のアルコール濃度０．１５ｍｇ／ｌ以上であるか否かを問わないものとすること。

３　管理者は、労働安全衛生法第６６条の規定に基づき実施する健康診断の受診結果を把握するとともに、その結果に異常の所見が見られた場合は、医師から乗務に係る意見等を聴取するなど、常に乗務員の健康状態等の把握に努めること。

第１３条　交替運転者の配置

管理者は、本規程第８条⑥の規定により、長距離又は夜間の運転に従事させる場合で、疲労等により安全な運転を継続することが出来ないおそれがあるとき（本規程第１１条２の基準に抵触する場合等）は、あらかじめ交替運転者を配置すること。

第１４条　過積載の防止及び貨物の積載方法の指導監督

管理者は、本規程第８条⑦及び⑧の規定により、過積載による運送の防止及び貨物の積載方法について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠らないこと。

第１５条　運行の禁止、制限等違反の防止

管理者は、本規程第８条⑨の規定により、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠らないこと。

① 車両制限令第３条（車両の幅等の最高限度）に違反して自動車を通行させること。

② 道路法第４７条の２（限度超過車両の通行の許可等）の規定により、交付された制限外許可書に付された条件に違反して自動車を通行させること。

③ 道路法第４７条第３項（通行の禁止又は制限）の規定により、通行の禁止又は制限に違反して自動車を通行させること。

④ 道路運送車両の保安基準第５５条（基準の緩和）の規定により、認定の際に付された条件に違反して自動車を運行させること。

第１６条　点呼の実施、記録の保存等

管理者（補助者を含む。（以下、この条において同じ。）は、本規程第８条⑩の規定により次項に掲げる点呼を厳正に行うこと。

なお、点呼の実施にあたっては、次の内容に留意すること。

① 酒気帯びの有無について確認を行う場合は、運転者の状況を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。

② 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、事業者が選任した補助者に行わせることができる。

③ 点呼の実施結果は、記載の日から１年間保存すること。

２　乗務時間前点呼

（１）　自動車の乗務を開始する運転者に対し、次に掲げる事項について対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）にて乗務開始前の点呼を行うこと。

① 原則として個人別に行うこと。

② 出庫１０分程度前に行うこと。

③ 営業所の定められた場所で行うこと。

④ 日常点検の結果に基づく運行可否の確認をすること。

⑤ 酒気帯びの有無を確認すること。

⑥ 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足その他安

全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装等も観察して乗務の適否を決定すること。

⑦　前⑤及び⑥において、酒気帯びが確認され又は健康状態が不適切と認められ、若しくはその旨本人から申し出があった場合は、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な措置を講じ、その者を乗務させないこと。

⑧　運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況等総合的に勘案して指示及び注意を行うこと。

⑨　運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険書等運行上定められた帳票、その他必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録・運行指示書・運行記録紙等の用紙を渡すこと。

⑩　その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。

（２）　点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録するとともに、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。

①　点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

②　点呼日時

③　点呼の方法

イ　アルコール検知器の使用の有無

ロ　対面でない場合は具体的方法

④　酒気帯びの有無

⑤　疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑥　乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）

⑦　日常点検の結果に基づく運行可否の状況

⑧　指示事項

⑨　その他必要な事項

３　乗務終了後点呼

（１）　自動車の乗務を終了した運転者に対し、次に掲げる事項について対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）にて乗務終了後の点呼を行うこと。

①　帰庫後、速やかに行うこと。

②　営業所の定められた場所で行うこと。

③　酒気帯びの有無を確認すること。

④　自動車、道路及び運行の状態について報告を求めること。

⑤　指示、注意した事項も実施状況を確認すること。

⑥　乗務記録及び運行記録紙その他運行上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること。

⑦　原則として、翌日の勤務等について指示を与えておくこと。

⑧　他の運転者と交替した場合は、交替した運転者に対して通告した内容（自動車、道路及び運行の状況等）について報告を求めること

（２）　点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録するとともに、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行わせること。

①　点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

②　点呼日時

③　点呼の方法

イ　アルコール検知器の使用の有無

ロ　対面でない場合は具体的方法

④　自動車の状態

⑤　道路及び運行の状況

⑥　交替運転者に通告した内容

⑦　酒気帯びの有無

⑧　その他必要な事項

４　乗務途中点呼

（１）　乗務開始前及び乗務終了後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、前２及び３の点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくても１回電話その他の方法により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに自動車の運行の安全を確保をするために必要な指示をすること。

①　酒気帯びの有無

②　疾病、疲労、睡眠不足等その他の理由により安全運転することができないおそれの有無

（２）　点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録するとともに、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。

①　点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

②　点呼日時

③　点呼の方法

イ　アルコール検知器の使用の有無

ロ　対面でない場合は具体的方法

④　酒気帯びの有無

⑤　疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑥　指示事項

⑦　その他必要な事項

５　アルコール検知器の有効保持

管理者は、各点呼の際に使用するアルコール検知器について常時使えるように日頃か

ら作動状況等を確認するなど、常時有効に保持すること。

なお、有効保持するアルコール検知器の範囲は、次のとおりとする。

① 営業所（若しくは営業所の車庫）に設置されたもの

② 点呼に際し、運転者が携帯するもの

③ 点呼に用するものとして管理者が携帯するもの

④ 自動車に設置されているもの

第１７条　乗務等の記録

管理者は、本規程第８条⑪の規定により、乗務開始前点呼の際に、運転者に対して乗務の記録のための用紙（以下、乗務記録という。）を交付し、次に掲げる次項を記録させ、乗務終了後点呼の際にこれを提出させること。

ただし、特別積合せ貨物運送であって乗務基準のとおり運行した場合は、③から⑤については、乗務基準どおり運行した旨を記入すればよい。

① 運転者の氏名

② 乗務した自動車の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）

③ 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

④ 運転を交替した場合は、その地点及び日時

⑤ 休憩及び仮眠した場合は、その地点及び日時

⑥ 車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上の自動車に乗務した場合は、次の内容

イ 貨物の積載状況（貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台への積付状況等）

ロ 荷主の都合により集荷又は配達を行った地点（以下「集荷地点等」という）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項

a 集荷地点等

b 集荷地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時

c 集荷地点等に到着した日時

d 集荷地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時

e 集荷地点等で、貨物の荷造り、仕分けその他の貨物自動車運送事業に付帯する業務（以下「付帯業務」という。）を実施した場合にあっては、付帯業務の開始及び終了の日時

f 集荷地点等から出発した日時

ハ 集荷地点等で、荷役作業又は付帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（ロに該当する場合にあっては、ａ及びｂに掲げる事項を除く。）

ａ　集荷地点等

ｂ　荷役作業等の開始及び終了の日時

ｃ　荷役作業等の内容

ｄ　ａからｃまでに掲げる事項について荷主の確認が得られなかった場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあってはその旨

⑦　道路交通法第６７条第２項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第２条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

⑧　運行途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合には、その指示内容（変更日時、場所及び指示者名等を含む。）

⑨　その他記録するよう指示された事項

２　運行記録計により記録された記録紙（以下、チャート紙という。）に前項の全項目が記載されたチャート紙は、乗務記録に代えることができる。

３　管理者は、運転者から提出された乗務記録について記載内容を確認し、必要により運転者に対し指導を行うこと。

４　管理者は、乗務記録について運転者ごとに整理し、記録の日から１年間保存すること。

第１８条　運行記録計の管理及び運行記録計による記録

管理者は、本規程第８条⑫及び⑬の規定により、運行記録計による記録が義務つけられている自動車であって、当該記録計が故障等により記録することができない自動車を運行の用に供さないこと。

なお、運行記録計の具体的な取扱いは、別に定める「運行記録計の取扱要領」（別添５）によること。

２　管理者は、運転者から提出されたチャート紙について記録内容を確認のうえ、運行の状況を把握するとともに、異常が認められるものについては、当該運転者から事情を聴取のうえ注意を与える等、指導監督を行うこと。

３　管理者は、チャート紙について記録の日から１年間保存すること。

第１９条　事故の記録、対処等

管理者は、本規程第８条⑭の規定により、自動車にかかる事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を営業所において３年間保存すること。

①　乗務員の氏名

②　自動車の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）

③　事故の発生日時
④　事故の発生場所
⑤　事故の当事者（乗務員除く。）
⑥　事故の概要（損害の程度を含む。）
⑦　事故の原因
⑧　再発防止対策

２　管理者は、乗務員に対して自動車の運行中に事故が発生した場合に対処するため、次に掲げる事項について周知徹底しておくこと。
①　負傷者があるときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。
②　事故の拡大防止の措置を講ずること。
③　警察官に報告し、指示を受けること。
④　管理者に緊急連絡し、指示を受けること。

３　管理者は、乗務員その他の者から事故発生の旨の連絡を受けたときは、次に掲げる措置を講ずること。
なお、これらの措置を速やかに行うため、事故発生場所に近い位置に営業所がある場合は、当該営業所に応援を求めること。
①　直ちに事故続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう乗務員に指示すること。
②　軽微な場合を除き事故現場に急行する等、事故の発生状況及び原因等の調査をすること。
この場合、できる限り目撃者や相手方の意見の聴取に努めるとともに、原因の究明などに必要と思われる事故現場等関係個所の写真撮影を行い整理しておくこと。
③　貨物の運送の継続又は返送等の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、それらの措置を講ずること。
④　貨物の保全を期すること。
⑤　重大な事故の場合は、直ちに事業者に報告し指示を受けること。
⑥　関係者と折衝し、以降の措置について対策を講ずること。
４　事業者又は管理者は、自動車事故報告規則第２条に規定する事故に該当する場合は３０日以内に所定の事故報告書３通を、同報告規則第４条の事故に該当する場合は２４時間以内においてできる限り速やかに電話等により事故の速報を、運輸管理部長又は運輸支局長に対して行うこと。

第２０条　運行指示書による指示等
管理者は、本規程第８条⑮の規定により、乗務開始及び乗務終了の点呼のいずれも対面で行

うことができない乗務を行わせる場合は、次に掲げる事項を記載した運行指示書（この条において、指示書という。）を作成し、これにより運転者に対し適正な指示を行い、及びこれを運転者に携行させること。

① 運行の開始、終了の地点及び日時

② 乗務員の指名

③ 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時

④ 運行に際して注意を要する箇所の位置

⑤ 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

⑥ 乗務員の運転又は業務の交替地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

⑦ その他運行の安全を確保するために必要な事項

２ 管理者は、指示書を運転者が携行している乗務の途中において、前項①又は③に変更が生じた場合には、指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴う前項④から⑦までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。（以下、同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している指示書に当該変更の内容を記載させること。

３ 管理者は、指示書を要しない乗務の途中において、指示書が必要となる乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以降の運行について、第１項各号に掲げる事項を記載した指書を作成し、これにより当該運転者に対し、電話その他の方法により適切な指示を行うこと。

４ 管理者は、指示書及びその写しを運行終了の日から１年間保存すること。

第２１条 運転者台帳

管理者は、本規程第８条⑯の規定により、運転者ごとに次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作詞し、これを当該運転者が所属する営業所に備え置き、運転者の実態の把握及び指導等に活用すること。

① 作成番号及び作成年月日

② 事業者の氏名又は名称

③ 運転者の氏名、生年月日及び住所

④ 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日

⑤ 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 運転免許証の番号

ロ 運転免許の年月日

ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件

⑥ 事故（道路交通法第６７条第２項及び自動車事故報告規則第２条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第１０８条の３４の規定により公安委員会から通知を受け

た場合は、その概要

⑦　運転者の健康状態

⑧　安全規則第１０条第２項（特定運転者）の規定に基づき実施した指導の実施及び適性診断の受診の状況

⑨　運転者台帳作成前６ヶ月以内に作成した運転者の写真（単独、上三分身、無帽、正面、無背景）の貼付

２　管理者は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該運転者に係る台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを３年間保存すること。

第２２条　乗務員等の指導監督

管理者は、本規程第８条⑰及び⑱の規定により、次項に定める運転者の区分により、乗務員に対する指導監督及び適性診断を実施すること。

（１）　安全規則第１０条第１項に規定する運転者（一般運転者）

①　自動車に備えられた非常用信号用具及び消火器の取扱いについて、乗務員に対する適切な指導を行うとともに、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（別添６：平成１３年国土交通省告示第１３６６号９第１章の規定に従って、毎年、継続的かつ計画的に指導及び監督を実施すること。

②　実施結果は、その日時、場所、及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において３年間保存すること。

（２）　安全規則第１０条第２項に規定する運転者（特定運転者）

①　自動車に備えられた非常用信号用具及び消火器の取扱いについて、乗務員に対する適切な指導を行うとともに、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（別添６：平成１３年国土交通省告示第１３６６号９第２章の規定に従って、毎年、継続的かつ計画的に指導及び監督を実施すること。

②　指導の実施結果は、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録し書面を運転者台帳に添付すること。

③　適性診断の実施結果は、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を運転者台帳に添付すること。

（３）　新たに雇い入れた者の事故歴の把握

①　運転者を常時選任するために新たに雇入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センターが交付する無事故無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

②　①の確認の結果、事故惹起運転者に該当し、事故惹起運転者の特別な指導及び適性診断を行っていない場合は、特別な指導を行い、適性診断を受診させること。

２　事業者は、安全規則第１０条第４項の規定により、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針を策定するとともに、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第２条の８第１項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第２種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項」（別添７：平成１８年国土交通省告示第１０９１号）について、インターネットの利用その他の適切な方法により毎事業年度の経過後１００日以内に公表するものとする。

第２３条　異常気象時等の措置

管理者は、本規程第８条⑲の規定により、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生じるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために次に掲げる事項に留意し、万全の対策を講じること。

①　降雨、降雪、路面の凍結等により安全な運行に支障を生じるおそれがある場合に対処するため、別に定める「異常気象時等の対策及び措置要領」（別添８）の規定内容を乗務員に徹底しておくこと。

②　気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。

③　ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等の安全確保の措置を講じること。

④　運転者との緊急連絡体制を確立しておくこと。

第２４条　補助者の指導監督

管理者は、本規程第８条⑳の規定により、管理者の業務を補助させるための者（以下、補助者という。）を事業者が選任した場合は、その者に対する指導及び監督を行うこと。

なお、補助者の業務等は、次のとおりとする。

①　点呼に関する業務の一部を行わせることができるものとし、点呼の一部を行わせる場合であっても、営業所において選任されている管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくても３分の１以上は管理者が実施すること。

②　補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれが確認された場合には、直ちに管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行うこと。

イ　運転者が酒気を帯びている

ロ　疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転ができない

ハ　無免許運転、大型等無資格運転

ニ　過積載運行

ホ　最高速度違反行為

２　事業者は、次に掲げる者から補助者を選任することができるものとする。

①　運行管理者資格者証を有する者

②　国土交通大臣が認定する講習（基礎講習）を修了した者

第２５条　事故防止対策に基づく指導監督

管理者は、本規程第８条㉑の規定により、自動車事故報告規則第５条の規定に基づき事故防止対策の措置を講ずるとともに、自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導監督を行うこと。

第２６条　乗務基準の作成

管理者は、本規程第８条㉒の規定により、特別積合せ貨物運送を行う事業者であって、その運行系統の起点から終点までの距離が１００キロメートルを超えるものごとに、次に掲げる事項について乗務基準を作成し、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する指導及び監督を行うこと。

①　主な地点間の運転時分及び平均速度

②　乗務員が休憩又は睡眠をする地点及び時間

③　交替運転者を配置する場合にあっては、運転を交替する地点

第２７条　事業者等に対する助言

管理者は、本規程第８条㉓の規定により、事業者に対し、自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について明言をすること。

２　事業者は、貨物自動車運送事業法第２２条の規定により、前項の明言を尊重するものとし、自動車の運転者その他の従業員は、管理者がその業務として行う指導に従うものとする。

第２８条　統括運行管理者の業務

統括運行管理者は、本規程第８条㉔の規定により、第９条から前条までの管理者の業務を統括すること。

別添：　運行管理者の選任数

事業用自動車の車両数 （被けん引車を除く）	運行管理者数
２９両まで	１人以上
３０両～５９両	２人以上
６０両～８９両	３人以上
９０両～１１９両	４人以上
１２０両～１４９両	５人以上
１５０両～１７９両	６人以上
１８０両～２０９両	７人以上

以下、車両数が３０両増すごとに、運行管理者１名を加算する。

別添：２　貨物自動車運送事業輸送安全規則第１８条第３項、第２３条第１項、第２４条１項及び第３１条第２項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示
（国土交通省告示第４５５号、平成２４年４月１３日）

第１条　用語

この告示において使用は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）において使用する用語の例による。

第２条　運行の管理に関する講習の種類

安全規則第１８条第３項、第２３条第１項、第２４条第１項及び第３１条第２項の運行の管理に関する講習の種類は、次のとおりとする。

①　基礎講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的な知識の習得を目的とする講習をいう。以下同じ。）

②　一般講習（運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する最新の知識の習得を目的とする講習をいい、同令第２３条第１項又は第２４条第１項の規完により国土交通大臣が認定する場合に限る。以下同じ。）

③　特別講習（自動車事故又は輸送の安全に係る法令違反の再発防止を目的とした講習をいい、同令第２３条第１項の規定により国土交通大臣が認定する場合に限る。以下同じ。）

第３条　運行管理者に受けさせなければならない運行の管理に関する講習

安全規則第２３条第１項の規定により受けさせなければならない運行の管理に関する講習については、次条及び第５条に定めるところによる。

第４条　基礎講習及び一般講習

一般貨物自動車運送事業者等は、新たに選任した運行管理者に、選任届出をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度）に基礎講習又は一般講習（基礎講習を受講していない当該運行管理者にあっては、基礎講習）を受講させなければならない。

２　一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる場合には、当該事故又は当該処分（当該事故に起因する処分を除く。以下「事故等」という。に係る営業所に属する運行管理者に、事故等があった日の属する年度及び翌年度（やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度及び翌々年度、前項、この項又は次項の規定により既に当該年度に基礎講習又は一般講習を受講させた場合にあっては、翌年度）に基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。

①　死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号又は第３号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた事故を引き起こした場合

②　貨物自動車運送事業法第３３条（法第３５条第６項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）の原因となった違反行為をした場合

３　一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者に、第１項又は前項の規定により最後に基礎講習又は一般講習を受講させた日の属する年度の翌々年度以後２年ごとに基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。

第５条　特別講習

一般貨物自動車運送事業者等は、前条第２項各号に掲げる場合には、事故等に係る営業所に属する運行管理者（当該営業所に複数の運行管理者が選任されている場合にあっては、統括運行管理者及び事故等について相当の責任を有する者として運輸管理部長又は運輸支局長の指定を受けた運行管理者にあっては、当該指定の日）から１年（やむを得ない理由がある場合にあっては１年６月）以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させなければならない。

第６条　５回以上受講する運行の管理に関する講習

安全規則第２４条第１項の規定により運行の管理に関する講習を５回以上受講する者は、少なくても１回、基礎講習を受講しなければならない。

別添：　運行管理の組織図（第４条関係）

（組織図）

（組織図　例）

社長 ―― 担当役員 ―― 運輸担当課長 ―― 係長 ―― 主任

営業所長 ―― 統括運行管理者

運行管理者 ―― 補助者

営業課長

運転者

別添：　運行記録計の取扱要領

第１条　記録用紙の交付等

運行管理者は、記録用紙を乗務前点呼の際に運転者に手渡し、乗務後点呼の際に記録した用紙を受け取ること。

第２条　記録用紙の着脱等

記録用紙の着脱は運転者が行い、運行管理者はこれを管理する。

第３条　記録用紙へ記入すべき事項

記録用紙には、自動記録のほか、次の事項を記入させること。

① 運転者の氏名

② 車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）

③ 乗務の開始及び終了年月日

④ その他必要事項

第４条　時計の調整

運行記録計の時計の調整は、出庫前の日常点検の際に運転者が行う。

第５条　記録状況の検討及び解析

運行管理者は、運行前に指示した事項が確実に行われたか否かを、記録結果から判断して検討すること。

① 速度については、瞬間速度のほか、走行距離、運行時間により検討する。

② 勤務時間、乗務時間（運転時間）、荷役時間、手待時間、休憩時間、睡眠時間等を正確に把握する。

③ 運転方法の適否又は運転技術の良否を判定すること。

④ 運転者の勤務（乗務）実績、輸送統計等の資料作成に活用する。

２　前項により運行状況を検討し運行上又は運転上に関し、注意を要する者については、運行管理者は速やかに当該運転者に対して、自らその記録を確認させ、適正な安全運転を確保するよう具体的な指導に努めること。この場合、指導した事項を明記しておくこと。

第６条　記録の保存

記録の保存については、運転者別に１か月ごとにとりまとめ、これを１年間保存しなければならない。

第７条　保守管理

運行管理者は、記録状況又は運転者の報告により、常に記録が正しくされるよう留意するとともに、故障又は精度不良の場合は、直ちに整備管理者に連絡し、整備すること。

２　整備管理者は機器製作者の示す基準に従い、記録計の点検整備を実施、保守管理に努めること。

別添：６　貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

平成１３年８月２０日付　告示第１３６６号

最終改正　平成３０年６月１日付　　告示第　７０８号

第１章 一般的な指導及び監督の指針

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第 10 条第１項の規定に基づき、１に掲げる目的を達成するため、２に掲げる内容について、３に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下単に「事業用自動車」という。）の運転者に対する指導及び監督を毎年実施し、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において３年間保存するものとする。

１　目的

事業用自動車の運転者は、大型の自動車を運転したり、多様な地理的、気象的状況の下で運転したりすることから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求される。このため、貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成する必要がある。そこで、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的とする。

２　指導及び監督の内容

（１）　事業用自動車を運転する場合の心構え

貨物自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが事業用自動車の運転者の使命であることを理解させる。

（２）　事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

貨物自動車運送事業法、道路交通法及び道路運送車両法に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させる。 また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による運転をしたこと及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした貨物自動車運送事業者及び運転者に対する処分並びに当該交通事故が加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により 当該事項を遵守することの重要性を理解させる。

（３）　事業用自動車の構造上の特性

自らの運転する事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通

行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。)、制動距離等を確認させるとともに、これらが車両により異なること及び運搬中の貨物が事業用自動車の運転に与える影響を理解させる。この場合において、牽引自動車及び被牽引自動車を運行する場合においては、当該牽引自動車を運転するに当たって留意すべき事項を、当該被牽引自動車によりコンテナを運搬する場合においては、当該コンテナを下部隅金具等により確実に緊締しなければならないことを併せて理解させる。また、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。

（４）　貨物の正しい積載方法

道路法その他の軸重の規制に関する法令に基づき運転者が遵守すべき事項を理解させるとともに、偏荷重が生じないような貨物の積載方法及び運搬中に荷崩れが生じないような貨物の固縛方法を指導する。また、偏荷重が生じている場合、制動装置を操作したときに安定した姿勢で停止できないおそれがあること及びカーブを通行したときに遠心力により事業用自動車の傾きが大きくなるおそれがあることを交通事故の事例を挙げるなどして理解、習得させる。

（５）　過積載の危険性

過積載に起因する交通事故の事例を説明すること等により、過積載が事業用自動車の制動距離、安定性等に与える影響を理解させるとともに、過積載による運行を行った場合における貨物自動車運送事業者、事業用自動車の運転者及び荷主に対する処分について理解させる。

（６）　危険物を運搬する場合に留意すべき事項

危険物（自動車事故報告規則第２条第５号に規定するものをいう。 以下同じ。）を運搬する場合においては、危険物に該当する貨物の種類及び運搬する危険物の性状を理解させるとともに、危険物を運搬する前に確認すべき事項並びに危険物の取扱い方法、積載方法及び運搬方法について留意すべき事項を理解させる。また、運搬中に危険物が飛散又は漏えいした場合に安全を確保するためにとるべき方法を指導し、習得させる。この場合において、タンクローリにより危険物を運搬する場合にあっては、これを安全に運搬するために留意すべき事項を理解させる。

（７）　適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

①　当該貨物自動車運送事業に係る主な道路及び交通の状況をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合、交通事故の事例又は自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車又は歩行者等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した事例（いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」）を説明すること等により運転者に理解させる。

②　道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第２条、第４条又は第４条の２について同令第 55 条の認定を受けた事業用自動車を運転させる場合及び道路法第 47 条の２第１項に規定する許可又は道路交通法第　57　条第３項に規定する許可を受けて事業用自動車を運転させる場合は、安全に通行できる経路としてあらかじめ設定した経路を通行するよう指導するとともに、当該経路における道路及び交通の状況を踏まえ、当該事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導し、理解させる。

（８）　危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響、右左折時における内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約並びにジャックナイフ現象（制動装置を操作したときに牽引自動車と被牽引自動車が連結部分で折れ曲がり、安定性を失う現象をいう。）等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。また、事故発生時、災害発生時その他の緊急時における対応方法について事例を説明すること等により理解させる。

（９）　運転者の運転適性に応じた安全運転

適性診断その他の方法により運転者の運転適性を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。

（１０）　交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法

長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気、飲酒が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明することにより理解させるとともに、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三条第四項の規定に基づき事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号）に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる。　また、運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。

（１１）　健康管理の重要性

疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させるとともに、定期的な健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。

（１２）　安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、 当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。

３　指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

（１）　運転者に対する指導及び監督の意義についての理解

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を運転者に習得させることについて、重要な役割を果たす責務を有していることを理解する必要がある。

（２）　計画的な指導及び監督の実施

貨物自動車運送事業者は、運転者の指導及び監督を継続的、計画的に実施するための基本的な計画を作成し、計画的かつ体系的に指導及び監督を実施することが必要である。

（３）　運転者の理解を深める指導及び監督の実施

運転者が自ら考えることにより指導及び監督の内容を理解できるように手法を工夫するとともに、常に運転者の習得の程度を把握しながら指導及び監督を進めるよう配慮することが必要である。

（４）　参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用

運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするとともに、運転者が交通ルール等から逸脱した運転操作又は知識を身に付けている場合には、それを客観的に把握し、是正できるようにするため、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法を積極的に活用することが必要である。例えば、交通事故の実例を挙げ、その要因及び対策について、必要により運転者を少人数のグループに分けて話し合いをさせたり、イラスト又はビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は疑似的に体験させたり、実験により事業用自動車の死角、内輪差及び制動距離等を確認させたりするなど手法を工夫することが必要である。

（５）　社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し

指導及び監督の具体的内容は、社会的情勢等の変化に対応したものでなければならない。このため、貨物自動車運送事業法その他の関係法令等の改正の動向及び業務の態様が類似した他の貨物自動車運送事業者による交通事故の実例等について、関係行政機関及び団体等から幅広く情報を収集することに努め、必要に応じて指導及び監督の内容を見直すことが必要である。

（６）　指導者の育成及び資質の向上

指導及び監督を実施する者を自社内から選任する貨物自動車運送事業者は、これらの者に対し、指導及び監督の内容及び手法に関する知識及び技術を習得させるとともに、常にその向上を図るよう努めることが必要である。

（７）　外部の専門的機関の活用

指導及び監督を実施する者を自社内から選任する貨物自動車運送事業者は、これらの者に対し、指導及び監督の内容を及び手法に関する知識及び技術を習得させるとともに、常にその向上を図るよう努めることが必要である。

第２章　特定の運転者に対する特別な指導の指針

一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第 10 条第２項の規定に基づき、第１章の一般的な指導及び監督に加え、１に掲げる目的を達成するため、２の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、３に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、安全規則第９条の５第１項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者台帳に添付するものとする。

また、４の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき運転者台帳に添付するものとする。

さらに、５に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。

１　目的

一般貨物自動車運送事業者等は、交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図り、また、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢者である運転者について交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要がある。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導は、個々の運転者の状況に応じ、適切な時期に十分な時間を確保して事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とする。

２　指導の内容及び時間

（１）死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号又は第３号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第４号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の３年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者（以下「事故惹起運転者」という。）

内容	時間
① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。	①から⑤までについて合計６時間以上実施すること。 ⑥については、可能な限り実施することが望ましい。
② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。	
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項 貨物自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	
⑤ 危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び交通の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。	
⑥ 安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	

（２）安全規則第３条第１項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。 以下 「初任運転者」 という。）

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内容	時間
① 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事 項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事 項等第１章２に掲げる内容について指導する。この場合において、同章２ （２）のうち日常点検に関する事項、同章２（３）のうち事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに同章２（４） のうち貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、 実際に車 両を用いて指導する。	15 時間以上実施すること。
② 安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運 転方法を添乗等により指導する。	20 時間以上実施すること。

（３） 高齢者である運転者 （以下 「高齢運転者」 という。）

４の（３）の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

３ 特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項

（１）指導の実施時期

① 事故惹起運転者

当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後１か月以内に実施する。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は、この限りでない。

② 初任運転者

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に実施する。

③ 高齢運転者

４の（３）の適性診断の結果が判明した後１か月以内に実施する。

（２） きめ細かな指導の実施

事故惹起運転者が交通事故を引き起こした運転行動上の要因を自ら考え、初任運転者が事業用自動車の安全な運転に関する自らの技能及び知識の程度を把握し、高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより、これらの運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するための知識の充実並びに技能及び運転行動の改善を図ることができるよう、４の適性診断の

結果判明した当該運転者の運転行動の特性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細かな指導を実施することが必要である。また、この場合において、当該運転者が気づかない技能、知識又は運転行動に関する問題点があれば、運転者としてのプライドを傷つけないように配慮しつつこれを指摘することが必要である。さらに、指導の終了時に、運転者により安全な運転についての心構え等についてのレポートを作成させるなどして、指導の効果を確認することが望ましい。

（３） 外部の専門的機関の活用

指導を実施する際には、（２）に掲げるような手法についての専門的な知識及び技術並びに指導のための場所を有する外部の専門的機関を可能な限り活用するよう努めるものとする。

４ 適性診断の受診

（１） 事故惹起運転者

当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に次に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれ特定診断Ⅰ（①に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）又は特定診断Ⅱ（②に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に受診させる。

① 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の１年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の３年間に交通事故を引き起こしたことがある者

② 死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の１年間に交通事故を引き起こしたことがある者

（２） 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前３年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことがない者

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後１か月以内に受診させる。

（３） 高齢運転者

適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を 65 才に達した日以後１年以内（65 才以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任の日から１年以内）に１回受診させ、その後３年以内ごとに１回受診させる。

５ 新たに雇い入れた者の事故歴の把握

（１） 一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第３条第１項に基づき運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法（昭和 50 年法律第 57 号）に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

（２） （１）の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、２（１）の特別な指導を受けていない場合には、特別な指導を行うこと。

（３） （１）の確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、４（１）の適性診断を受診していない場合には、適性診断を受けさせること。

別添：７ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第２条８第１項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第２種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成１８年国土交通省告示第１０９１号）

１ 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）第２条の８第１項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業者等（特定第２種貨物利用運送事業者を含む。以下「事業者」という。）が公表すべき輸送の安全に係る事項は、次のとおりとする。

（１） 輸送の安全に関する基本的な方針

（２） 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

（３） 自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条に規定する事故に関する統計

２ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第１６条第１項の国土交通省令で定める規模以上の事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項は、前項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

（１） 法第１６条第１項の安全管理規定

（２） 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

（３） 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

（４） 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

（５） 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

（６） 法第１６条第２項第４号の安全統括管理者に係る情報

別添：８　異常気象時等の対策及び措置要領

第１条　情報の収集

運行管理者は、運行経路の気象状況を把握し、運行の安全を確保するため、ラジオ、テレビ、道路交通センター等からの情報の収集に努めること。

第２条　緊急連絡体制

運行管理者は、運行計画に基づき、あらかじめ運行経路の主な地点に緊急連絡場所を設け、緊急時における運行管理者と乗務員とが速やかに連絡でき、若しくは必要な、命令のできる体制を整備するとともに、これを乗務員に周知しておくこと。

第３条　運行の中止、待避等

乗務員は、次の事態となった場合で、道路の状況等により運行することが危険と認められたときは、運行の中止又は待避する等安全の確保に努めること。

（１）　風速２０メートル以上となった場合

（２）　濃霧等により、視界が２０メートル以下となった場合

（３）　その他運行が危険であると思われる場合

第４条　異常事態の時の措置記録等

乗務員は、最寄りの連絡所からの電話等により、その状況、自分のとった処置等を運行管理者に報告するとともに、運行に当たっての適切な指示を受けること。

２　運行管理者は、乗務員からの報告を受け、又は指示をした事項について詳細に記録しておくこと。

３　運行管理者は、乗務員からの報告を待つまでもなく、緊急連絡所の活用を図り、又は巡回等を実施して運行の実態を的確に把握すること。

４　運行管理者は、記録を作成のうえ営業所に掲示し、他の乗務員に周知させるとともに、必要に応じて荷主に連絡すること。